

平成 26 年 2 月

## 【 組合費の消費税の取扱いについて 】

労働保険事務組合 一人親方大井会  
事務局 伊藤労務総合事務所  
名古屋市東区大曾根 1-3-20  
TEL:052-982-0730  
FAX:052-982-0735

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ですが、“一人親方大井会の年度更新”にあたり組合費の消費税についてご説明させていただきます。

ご存知の通り、平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が 5 %から 8 %へ引き上げが行われます。それにより当事務組合も 4 月 1 日以降の組合費や手数料については消費税率 8 %で計算いたします。今回のご案内自体は消費税率引き上げ前の 2 月でありご入金依頼も 3 月 31 日までとなっていますが、この年度更新業務は 4 月 1 日以降の労務提供に関わる組合費や事務処理費となっていますので、消費税率が 8 %となっております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

また、労働保険料については消費税の引き上げは影響ありませんので、昨年と同金額となっております。引き続きご厚情を賜りたく、お願い申し上げます。